

令和5年10月1日から 中間検査の対象を拡大します

■ 適用時期

「令和5年10月1日以降」に「確認申請書を提出」する建築物から適用します。

■ 背景

建築基準法に基づく中間検査は、階数が3以上の共同住宅及び「特定行政庁が指定した建築物」が対象と規定されています。

全国的に不適切な工事監理による違反建築が問題となっていることから、適正な工事監理の徹底を図るため本市では現行に加え、中間検査の対象を拡大することとしました。

■ 中間検査 対象建築物

追加

- ①「長屋又は共同住宅」で「階数が2以上」のもの
- ②「鉄筋コンクリート組積造」のもの

例えば、「木造2階建ての長屋」、「鉄骨2階建ての共同住宅」が中間検査対象となります。

中間検査「対象外」建築物

- ・認証型式部材等（法第68条の20）
- ・応急仮設建築物等

これまでの 中間検査対象建築物

「階数が3以上の共同住宅」で「鉄筋コンクリート造」または「鉄骨鉄筋コンクリート造」のもの

■ 指定する 特定工程 ※以下の特定工程を終えた日から「**4日以内**」に中間検査の申請が必要です。

木造	屋根の小屋組み工事及び構造耐力上主要な軸組工事（枠組壁工法は耐力壁の工事等）
鉄骨造	1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事
鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造	2階床（階数が1の建築物にあっては屋根）及びこれらを支持するはりに鉄筋を配置する工事
その他の構造	2階床及びこれらを支持するはりに鉄筋を配置する工事

■ お問い合わせ先（詳しくは、宮崎市「ホームページ」をご確認ください）

宮崎市 都市整備部 建築行政課 確認検査係

電話番号 (0985)21-1813

メールアドレス 30sidou@city.miyazaki.miyazaki.jp

